

## 魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例によるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子育て世帯 第7条第1項に規定する事業計画の認定申請の日（以下「認定申請日」という。）において、15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子（以下「対象児童」という。）を養育する世帯をいう。

(2) 新婚世帯 認定申請日において、婚姻後2年を経過していない世帯をいう。

(3) 住宅 居住を目的とする一戸建ての建築物をいう。

(4) 住宅取得額 住宅の新築又は購入に要する費用（土地の取得及び敷地造成工事に係る費用を含まない。）をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、定住と子育て支援の充実による少子化対策を促進するため、子育て世帯又は新婚世帯が、市内に取得する住宅の住宅取得額に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に所在すること。

(2) 住宅取得額が100万円を超えること。

(3) 建築基準法等の関係法令に適合していること。

(4) 併用住宅にあつては、居住用以外の部分の床面積が50平方メートル未満かつ延床面積の50パーセント未満であること。

2 前項の規定にかかわらず、公共工事等に伴う移転補償により取得した住宅は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、子育て世帯においては子の養育者、新婚世帯においては婚姻した夫妻とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象住宅に自ら居住すること。
  - (2) 補助対象住宅の所有権の登記名義人となる者であること。
  - (3) 国、県又は市が実施する同種の他の補助金の交付を受けていないこと。ただし、魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金交付要綱（令和3年魚津市告示第 号）に規定する補助金についてはこの限りでない。
- 2 対象住宅の所有権の登記名義人が共有名義となる場合は、共有名義に係る共有者のうち1人を補助対象者とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第6条 補助対象経費は、住宅取得額とし、補助金の額は、補助対象住宅1棟当たり50万円とする。

（事業計画の認定申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金事業計画認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、補助金の交付の対象となる事業計画である旨の認定を受けなければならない。

- (1) 付近見取図、配置図、各階平面図及び求積表
- (2) 住民基本台帳法（昭和24年法律第81号）に基づく世帯全員の住民票の写し
- (3) 申請者の戸籍謄本（新婚世帯の場合のみ）
- (4) 住宅取得額が分かる書類
- (5) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の認定申請は、原則として新築住宅の場合は着工前、建売住宅及び中古住宅の場合は建物に係る所有権に係る登記前に行わなければならない。

3 市長は、申請者が次に掲げる者であるときは、当該申請に係る計画を認定しないことができる。

- (1) 市税等を滞納している者（同一世帯に市税等を滞納している者がある場合を含む。）
- (2) 建築基準法、都市計画法その他関係法令の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認めるもの
- (3) 前2号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適當であると市長が認める者

（事業計画の認定の通知）

第8条 市長は、前条第1項の規定による事業計画の認定申請があったときは、その内容を審査し、事業計画の認定の可否について決定し、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金事業計画認定（不認定）通知書（様式第

2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(認定計画の変更)

第9条 前条の認定の通知を受けた者(以下「認定者」という。)は、前条の規定に基づき認定を受けた事業計画(以下「認定計画」という。)を変更しようとするときは、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金事業計画変更認定申請書(様式第3号)を市長に提出し、変更の認定を受けなければならない。

(認定計画の中止)

第10条 認定者は、第8条の規定による認定の通知があった日以後において、認定計画を中止しようとするときは、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金事業中止届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第11条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。

(2) 認定計画と異なる建築工事を行ったとき。

(3) 認定の通知があった日以後において、第7条第3項各号又は以下のいずれかに該当する者となったとき。

ア 子育て世帯においては、対象児童を養育しないことになった者

イ 新婚世帯においては、当該婚姻を解消した者

(4) 認定の通知があった日から3月以内に認定計画の事業に着手しないとき又は当該通知のあった日から2年以内に当該事業が完了しないとき。

(交付申請及び実績報告)

第12条 認定者は、事業完了の日から起算して1月を経過する日又は事業の完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し

(2) 建物の登記事項証明書

(3) 工事請負契約書又は売買契約書等の写し

(4) 世帯全員の住民票の写し

(5) 世帯全員の所得証明書

(6) 世帯全員の市税等の完納証明書(非課税である者は滞納がないことを証明する書類)

(7) 建物(工事)引渡書の写し

(8) 住宅の外観写真

(9) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの  
(交付決定等)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否の決定及び額の確定を行ったときは、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第6号）により、認定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の交付決定通知を受けた者は、補助金の請求をしようとするときは、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金請求書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の取消し)

第15条 市長は、第13条の規定により交付決定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令若しくはこの要綱に違反したとき又は市長の処分に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、その補助金の一部又は全部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金  
事業計画認定申請書

魚津市長 あて

申請者（住宅取得者）

住 所

氏 名

連絡先（電話）

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金の交付の対象となる旨の認定を受けたので、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

建築場所又は所在地	魚津市	
世帯区分 (☑してください)	<input type="checkbox"/> 子育て ・ <input type="checkbox"/> 新婚	
延床面積（予定）	①自己の居住部分	_____m <sup>2</sup>
	②居住以外の部分（併用住宅の場合）	_____m <sup>2</sup>
	③合計（①＋②）	_____m <sup>2</sup>
建築のとき	着工（予定）年月日	年 月 日
	完成（予定）年月日	年 月 日
購入のとき	購入（予定）年月日	年 月 日
	転入（予定）年月日	年 月 日
その他に関する事項 (☑してください)	<input type="checkbox"/> 市税等を滞納していません（世帯全員）	
	<input type="checkbox"/> 本制度と補助対象が重複する国の他の補助制度に申請していません	

備考

- 1 次に掲げる書類を添付してください。
  - (1) 付近見取図、配置図、各階平面図及び求積表
  - (2) 住民基本台帳法に基づく世帯全員の住民票の写し
  - (3) 申請者の戸籍謄本（新婚世帯の場合のみ）
  - (4) 住宅取得額（土地を除く。）が分かる書類
  - (5) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの
- 2 市税等とは、固定資産税、市民税等を指します。

様式第2号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金  
事業計画認定（不認定）通知書

（申請者）

様

魚津市長

年 月 日付けで申請のありました魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金については、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、認定（不認定と）したので通知します。

（不認定の理由）

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金  
事業計画変更認定申請書

魚津市長 あて

申請者

住所

氏名

連絡先（電話）

年 月 日付け 第 号をもって認定を受けた事業計画  
について、当該計画を変更したいので、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援  
補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

変更内容及び変更理由

変更前の内容	変更後の内容	変更理由

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金  
事業中止届

魚津市長 あて

申 請 者  
住 所  
氏 名  
連絡先（電話）

年 月 日付け 第 号をもって認定を受けた事業について、当該事業を中止したいので、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

中止の理由

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金  
交付申請書兼実績報告書

魚津市長 あて

申請者  
転入後住所  
氏名  
連絡先（電話）

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援事業が完了し、補助金の交付を受けた  
いので、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱第12条の規定に  
より、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助金交付申請額		円
住宅の取得費用		円
事業 の 成 果	建築場所又は 所在地	魚津市
	取得区分※ (☑してください)	<input type="checkbox"/> 新築 ・ <input type="checkbox"/> 建売 ・ <input type="checkbox"/> 中古
	事業完了日	年 月 日
	延床面積	①自己の居住部分 _____ m <sup>2</sup> ②居住以外の部分（併用住宅の場合） _____ m <sup>2</sup> ③合計（①＋②） _____ m <sup>2</sup>
認定通知書の 番号及び日付		年 月 日付け 第 号

備考

次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- (2) 建物の登記事項証明書
- (3) 工事請負契約書又は住宅売買契約書等の写し
- (4) 世帯全員の住民票の写し
- (5) 世帯全員の所得証明書
- (6) 世帯全員の市税等の完納証明書（非課税である者は滞納がないことを証明する書類）
- (7) 建物（工事）引渡書の写し
- (8) 住宅の外観写真
- (9) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの

※建売 築3年以内の入居履歴のない住宅

中古 新築住宅又は建売住宅ではない建築済の住宅



様式第7号（第14条関係）

年 月 日

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金  
請求書

魚津市長 あて

申 請 者  
転入後住 所  
氏 名

請求金額 円

ただし 年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定を受けた魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金として上記の金額を請求します。

なお、次の口座に振込願います。

※申請者名義の取扱金融機関名、口座番号等を記入してください。

取扱金融機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 支所			
	金融機関コード <sup>※</sup>				店舗コード <sup>※</sup>			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ							
	氏 名							
種 別	1 普通	口座番号						
	2 当座							
	3 その他( )							